

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例の一部を改正する条例

町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例（平成22年12月町田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（研修の機会の確保）</u> <u>第20条の2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を第10条第1項又は第3項の登録の有効期間内において1回以上確保しなければならない。</u></p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第20条の2の規定は、町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例第10条第1項又は第3項の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日から令和3年3月31日までの間にある浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。